

2. サマリー情報（注記事項）に関する事項

（1）会計方針の変更・会計上の見積りの変更・修正再表示

（会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更）

法人税法の改正に伴い、当第1四半期連結会計期間より、平成24年4月1日以降に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に規定する償却方法により、減価償却を実施している。

これによる営業損失、経常損失および税金等調整前四半期純損失への影響は軽微である。